

5-4 勤務単位の職務手当

現行	
支払い対象の勤務	1 勤務
(1) 工務関係触車事故防止準則における作業責任者として、作業等に従事する業務を含む勤務	100円
(2) 線路閉鎖工事の工事監督者又は作業責任者として、線路閉鎖工事に従事する業務を含む勤務	
(3) 保守用車使用の工事監督者又は作業責任者として、保守用車使用に従事する業務を含む勤務	
(4) 指令統括保守方式及び保守工事時間帯方式における工事監督者として、工事等に従事する業務を含む勤務	
(5) 停電工事責任者として、停電工事又はき電停止工事に従事する業務を含む勤務	
(6) 信号切替工事における機能確認の検査責任者として、機能確認検査に従事する業務を含む勤務	



改正	
支払い対象の勤務	1 勤務
(1) 工務関係触車事故防止準則における作業責任者として、作業等に従事する業務を含む勤務	3,000円
(2) 線路閉鎖工事の工事監督者又は作業責任者として、線路閉鎖工事に従事する業務を含む勤務	
(3) 保守用車使用の工事監督者又は作業責任者として、保守用車使用に従事する業務を含む勤務	
(4) 指令統括保守方式及び保守工事時間帯方式における工事監督者として、工事等に従事する業務を含む勤務	
(5) 停電工事責任者として、停電工事又はき電停止工事に従事する業務を含む勤務	
(6) 信号切替工事における機能確認の検査責任者として、機能確認検査に従事する業務を含む勤務	
(7) 電気関係直轄作業等従事者取扱準則における ^特 作業等に従事する作業責任者として、作業等に従事する業務を含む勤務 新設	500円
(8) ① 車両整備準則に基づく定期検査(仕業検査、交番検査、ATC装置の検査、機能保全検査、全般検査、要部・台車検査、距離・期間保全)の現車施工、現車の修繕及び異常時等に伴う処置に従事する業務を含む勤務、勤務 新設 ② 現車の不具合調査、特修・改造工事の直接施工に従事する業務を含む勤務 新設	
(9) 駅の社員が運輸・車両関係触車事故防止準則における作業主任者として、作業等に従事する業務を含む勤務 新設	500円

・2024年5月支給分(4月実績分)より、見直し後の支払額で支払予定

※(7) ^特作業等に従事する作業責任者

作業等の施工中又は施工後、列車等の運行に支障を及ぼすおそれのある作業等(検査、工事及び調査)をいい、今回の追加により、新たに変電所、信号通信機器室、駅配電所内等での作業に対する作業責任者に職務手当が支払われることになる。

※(8) 車両整備準則に定める定期検査業務を含む勤務

1 車両整備準則に基づく定期検査(仕業検査、交番検査、ATC装置の検査、機能保全検査、全般検査、要部・台車検査、距離・期間保全)の現車施工を含む勤務、勤務

→指定する定期検査に従事する勤務、勤務に対して支給する。仕業勤務、交検勤務のように、指定する定期検査を作業ダイヤに含む勤務に従事する場合、勤務に紐づけて支給対象とすることができる。ただし、「現車施工」を対象とすることから、モニタリング保全などのシステムを活用した検査は支給対象としない。

2 現車の修繕及び異常時等に伴う処置に従事する業務を含む勤務、勤務

→車輪転削、軸替、MM取替等の現車の修繕業務に加え、異常時等に伴う現車の処置、対応を前提に配置している機動勤務、ホーム検査勤務に従事する場合、勤務に紐づけて支給対象とすることができる。また、鉄道人身事故や大雪等の部外要因に対して、車両に異常を認めた場合に現車

を修繕、処置することを目的に駅ホーム等へ派遣される業務についても、支給対象とする。

3 現車の不具合調査に従事する業務を含む勤務

→乗務員の取り扱い誤り等により、結果的に車両に異常が無かった場合も、発生時点で車両に異常の可能性がある判断した事象は「不具合」に含めることができる。なお、「現車の不具合調査」を対象とすることから、モニタ状態監視装置、車両状態監視装置等のシステムを活用した調査は支給対象としない。また、日常的に「現車の不具合調査」に従事する勤務は、基本的に無いものという考えから、(1)(2)のように、技管等の勤務に紐づけて支給対象とすることは認めず、対象業務に従事の都度、実績管理することを基本とする。

4 特修・改造工事の直接施工に従事する業務を含む勤務

→「直接施工」に従事する業務を対象とすることから、施工前の現車調査や竣工検査は支給対象としない。また、(3)と同様に、日常的に「特修・改造工事の直接施工」に従事する勤務は基本的に無いものという考えから、技管等の勤務に紐づけて支給対象とすることは認めず、対象業務に従事の都度、実績管理することを基本とする。

※(9) 駅の社員が運輸車両関係触車事故防止準則における作業主任者として作業等に従事する業務

関係箇所長等から当日の線路設備に対する作業、又は列車等に対する作業の責任者として命ぜられ、自らと列車接近連絡者及び作業者の安全確保に専念する業務をいう。具体的な作業には、ポイント清掃・注油、線間清掃、除草、除雪、カンテラの点火、線路内及びホーム端エリアでの落下物拾得などがある。

【解説】

全ての地本から強い要求の声があがっていた作業責任者手当の増額、手当の拡大について特に強く要求を行った。交渉の中で、工務系統の組合員からの責任に見合っていない手当、人財の確保、定着に繋がる手当について議論を行った。

結果として、大幅な手当の増額を勝ち取るとともに、駅、車両系への手当の拡大を勝ち取る事ができた。

6 通勤手当の見直しについて

1 内容

賃金規程第41条に定める当社区間及び他社区間における特急列車を利用して通勤する場合の取扱いについて、次のとおり見直す。

●第41条第3項第1号アにおける、当社区間を発着とする特急列車を利用して通勤する場合の要件を「自宅最寄駅又は自宅最寄駅の最近の特急停車駅から勤務箇所所在地最寄駅までの普通列車による通勤時間が1時間以上」に改める。

●第41条第3項第1号イにおいて、「九州地方で営業する各鉄道会社の区間」を含む特急列車を利用する場合の要件を規定しているが、これを「当社以外の各鉄道会社の区間」を含む特急列車を利用する場合の要件に改める。

2 実施時期

2024年6月1日から適用する。

なお、通勤経路の変更によって、既に購入している乗車券類等を払い戻す場合は、賃金規程第48条第2項の取扱いによる。

【解説】

通勤手当については、これまでの春闘においても、一定の成果をあげてきたが、今次春闘において、場所に囚われない多様な働き方を実現できる環境を整備し、社員のワークライフバランスの向上を図るために、自社管内完結で、普通列車で通勤したら所要時間1時間以上の条件を残して、特急列車利用に関する通勤手当の要件を緩和することとした。

また、新たに九州エリアに限定されていた他の鉄道会社の特急通勤については、1時間30分以上の条件は残るものの九州エリアの条件を外し、全エリアに拡大した。

① JR西日本管内であり、普通列車で通勤したら1時間以上必要とする場合に適用。※自社線相互間利用のみ

例) 三原～広島、新山口～下関、豊岡～福知山等

② 当社以外の各鉄道会社の区間を含む特急列車を利用して通勤する場合

※普通列車による通勤時間が1時間30分以上、特急列車による短縮が30分以上等の要件を満たす必要がある。

例) 大阪～名古屋(東海道新幹線)等

特急通勤が可能に!

※ 実施時期 2024年6月1日～

※ 通勤費は当社以外の利用において月額10万円の制限がある。10万円を超えると自己負担が発生する。また、通勤費は月額15万円まで非課税だが、標準報酬月額が上がると、厚生年金の支払額等は上がる。